

地域医療連携室だより

血液浄化療法について

副院長 酒井 信治

当院は内科、外科など14分野の診療を行っております。その多くが特徴ある診療を展開しておりますが、今回は、腎臓内科における透析治療を紹介させていただきます。

当院では、昭和43年3月に新潟大学医学部第二内科の協力を得て、最初の血液透析治療が開始され、現在までの38年間に導入された透析患者さんは3,080名を数え、多くの患者さんが新潟県内外の透析施設に転院して治療を継続されておられます。血液透析患者さんは国内に24万人おられますので、国民のおよそ500人に一人が透析治療を受けていることとなります。新潟県内には透析施設が52施設あり、約4,000人の透析患者さんが治療を受けておられます。

現在当院では、400名を越える患者さんの治療を行っております。それらの患者さんは月水金と火木土の週3回の透析治療を受けており、就労している患者さんは夜間透析に通院しておられます。

特殊な外来として、毎週月曜日の午後、シャント外来を開設いたしました。透析患者さんにとってシャントの確保は透析治療を継続するのにとても大切です。過去5年間で、長期透析に伴う合併症の治療のためと、シャント閉塞のために毎年約300名が入院治療を受けておられます。シャント外来では、内シャント術、人工血管移植術、動脈表在化術などによるバスキュラーアクセスの確保や、シャントに発生する合併症の動脈瘤形成、静脈高血圧、シャント感染、スチール症候群などの治療を行っております。

先生方の日々の診療で患者さんの腎臓病が気になる際には、当院の腎臓内科に御相談をいただければ幸いです。

〒950-2087 新潟市西有明町1番27号

社会福祉法人 新潟市社会事業協会 信楽園病院 地域医療連携室

TEL 025-267-3280 (直通) FAX 025-267-3320 (直通)

E-mail main@shinrakuen.com